

令和5年度 第1回入札監視委員会 議事概要

開催日時：令和5年7月4日（火）14時～15時10分

開催場所：役場3階 第1会議室

出席委員：高尾實 様（弁護士）、角徳一郎 様（税理士）、
藤田雅雄 様（長崎県建設技術研究センター理事長）

出席職員：中村副町長、今道事業理事、大平総務理事、落合総務課長、山村建設課長
安達水道課長、作永農林水産課長、山本庁舎建設室長、内山総務課長補佐

【主な結果】

- ① 令和5年度から議事概要の公表を行う。また、令和4年度 入札執行状況の資料は委員会審議資料として公表する。
- ② 委員会の公開・傍聴の取り扱いについては、次回審議を行う。
- ③ 工事成績評定結果は、次回から委員会審議資料として提出しない。
- ④ 委員会設置後、これまでの取り組みの総括について研究する。

【会議概要】

1. 開会
2. 町長あいさつ（代読 副町長）
3. 委員長あいさつ
4. 審議

（1）前回の委員会結果及び対応について

（質疑応答）

委員：委員会から町長への報告は1年度分が終わって、まとめて報告するのですか。

また、議事概要の公表は、この資料のイメージになるのですか、それともある程度整理したものになるのですか。県の公表がどうだったのかも含めて教えていただきたい。

事務局：委員会から町長の報告は、1年度分を通してではなく、会議終了毎に報告としています。また、指摘があったらその内容を報告し、指摘が特に無かったら問題無しの報告と考えています。

議事概要の公表は、県のホームページでは、ある程度詳しく公表されていたので、資料のようなイメージをしています。ただし、他市の公表では、委員や町職員は、氏名ではなく役職名で整理されていたので、本町もそのように整理させていただきたいと思っています。

委員長：議事の内容は、どこまで公表する予定ですか。

事務局：審議の質疑や公表できる資料は、議事概要と一緒に公表する予定です。なお、公表する議事の内容は、事前に委員の皆様を確認をしたいと思います。

また、県は、委員会の審議は公開としており、傍聴ができるようになってい
ます。本町では未だ取り扱いを定めておりませんので、内部協議を行いまして、次
回の委員会に諮らせていただきたいと思います。

(2) 令和4年度 入札執行状況 (令和4年12月～令和5年3月分)

事務局：資料の表紙に㊟としていますが、今回から資料を変更してありまして、250
万円以上の工事については既に公表をしています。また、250万円未満の工事は
未だ公表はしていませんが、委員会の審議資料として、公表の取り扱いとしたい
と思いますので、表紙の㊟は削除の修正をさせていただきます。

委員：資料にメモ書きで議会へ提出とありますが、この意味はなんですか。

建設課長：資料は決裁文書の写しとなっておりまして、議会へ提出したものは後で分かる
ようにメモをしているものです。

委員：議会へ提出する基準はあるのですか。

建設課長：議会には全て提出するようになっていますが、担当課によっては、提出した
ことが分かるようにメモをしているものです。

委員長：資料4頁の業者で、委任状の不備で未入札となっておりますが、具体的にどうい
うことですか。

建設課長：通常委任状には、委任を受けた人の記名と押印をするのですが、押印が漏れ
ていたものです。

委員長：この業者は、初めての入札では無いですね。単に事務的なミスなのか、何か理
由があったのか、その原因が分かれば説明していただきたいのですが。

建設課長：資料1頁や2頁の入札では応札されていますので、偶々押印がされていな
かったものではないかと思います。いつも同じ代理人の方が入札に来られて
いますので、原因は分かりませんが、その時の委任状には偶々押印がされてい
なかったもので、入札に参加できなかったものです。

委員：土木Cの指名は通常10社ですね。1頁の入札だけ9社の理由は何ですか。

建設課長：1業者が指名されていない理由は、町の公共工事で、現場に抜き打ちで確認
に行った際にヘルメットを被っていない作業員がいましたので、指名を1回
しなかったものです。

委員：通常は10社ですが、町の判断で指名をしなかったということですね。分かりまし
た。

委員：水道工事は金額制限無しで、水道工事を請け負う業者は全て指名するのですか。ラ
ンクがあるのですか。

建設課長：7頁の工事は予定価格が3,895,000円で、8頁の工事は、30,860,000円とな
っています。水道ではAとBのランクがありまして、30,000,000円以上はA
クラス、それ未満はAとBのどちらの業者も指名しています。

委員：6 頁の工事の工期が 19 日間となっています。ブラインドなので、製品があれば直ぐ出来るのかどうか分からないのですが、工期はどういうふうに判断されたのですか。

建設課長：既製品であるということと、年度内完了ということで判断したものになっています。

委員：この時期の工事であれば、通常は繰越になるのではないかと思います、工期の判断はよく考えた方が良くと思います。

委員：庁舎建設工事は、一回不落になっていますので、単価など積算を見直して入札した結果、落札になったということですか。

庁舎建設室長：11 頁が 8 月に実施したもので、10 頁が設計を見直して 12 月に再度実施したのですが、大きな要因が物価高騰によるもので、特に鉄骨工事に係る部分が、業者の積算と町の積算で大きな乖離があったようです。

町の積算は、県の基準で行うものと、業者から見積もりを取って異常値を除いて設計するやり方がありますが、1 回目は県の基準をもって設計をしました。しかし、実際の市場価格は、ウクライナ情勢などで物価高騰をしまして、鉄骨の部分に乖離があったようです。2 回目の入札は、実際に県内の鉄骨工事を行う業者から見積もりを取って積算し、設計の一部を見直して入札を行った結果です。

(3) 令和 4 年度 工事成績評定結果（契約額 500 万円以上）

事務局：この資料は、工事の結果を評価したのですが、県の入札監視委員会では審議の取り扱いにはなっておりません。入札監視委員会の審議は、あくまでも入札の結果までとなっておりまして、その後の工事の評価は取り扱いをしていないということでした。

なお、県の工事成績評定は既に公表されていますが、本町では未だ公表に至っておらず、今後、公表できるように精度を上げていく必要はあると思いますが、この委員会の案件として取り扱うものか、資料の説明後に、皆さまのご意見をいただきたいと思います。

委員：この案件について、この委員会で何を議論するのかと思いました。この資料は、工事に係る担当者から検査員までが工事成績について点数を付けるものであって、工事のどういう点が良かった、悪かったと評価するものだと思います。この委員会では、工事の内容がどうだったのか分からないのです、評定結果について議論する必要は無いと思います。

委員：この入札監視委員会の設置要綱の趣旨がありますが、この工事成績評定の結果を委員会で議論をすることが、この趣旨に合致するのかということだと思います。県は工事成績評定をどのように使うのか決まっていると思いますが、佐々町としては、要綱の目的に沿ってどう考えるのか、その趣旨に合致しないのであれば、資料を提出する必要は無いと思います。

町が資料を提出する目的が何なのか、県は提出していませんが、町としては、どうしたいのかということだと思います。

先程意見もありましたが、点数がどのように付いたからといって、私達が工事の現場を見た訳でもありませんので、委員会で点数について議論をすることでは無いと思います。

建設課長：この資料を提出するようになったのは、平成30年ぐらいから工事成績評定に取り組むようになりまして、その当時は、このように取り組むようになったという報告と、評定の内容はどういうものかということの説明のために提出したのですが、それ以降も提出をしている状況です。

副町長：委員の皆様からご意見もいただきましたので、次回からは、この資料は提出しないこととしたいと思います。

(4) その他

事務局：次回は1月頃に委員会を予定していますので、その頃に日程調整をさせていただきます。

また、委員の再任について依頼文書を付けておりますので、ご承諾いただきましたら、承諾書の提出をお願いいたします。

委員：この委員会を設置して10年が経ちますが、今までの委員会の内容を総括して、今後の委員会のあるべき姿、機能するような仕組みについて考えられた方が良いのではないかと思います。

委員長：入札監視委員会は、問題が発生した場合に調査審議をするという役割もありますが、調査審議が無い方が、ちゃんと入札業務が行えているという見方もできると思います。

委員：佐々町の入札監視委員会の趣旨として、公正の確保と透明性の向上を図るためということでやってきましたが、以前と比べて、このように改善しましたということがあれば、この委員会を設置した意義もあると思います。

そのためにも、これまでの総括というのをやってみられるのも良いと思います。

副町長：ご意見をいただきました設置要綱の趣旨にあります公正の確保と透明性の向上の取り組みの総括につきましては、研究をさせていただきたいと思います。

委員長：以上で終了させていただきます。

6. 閉会

以 上